

盛岡地方振興局長告示第96号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年7月29日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370103152	ハッピー岩手中央・ヘルパーステーション	盛岡市厨川五丁目5番1号 藤沢アパート1階	平成20年6月30日
0370103160	ハッピー盛岡南・ヘルパーステーション	盛岡市南仙北一丁目18番6号 CINビル2階	〃
0370103178	ハッピー盛岡茶畑・ヘルパーステーション	盛岡市東新庄一丁目27番1号 ピソ・ヴェルテ104	〃

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370103137	ハッピー盛岡清水・デイサービスセンター	盛岡市清水町14番17号	平成20年6月30日